ユニット型個室 (64 床) 利用に要する費用【1割負担】R4.4.1~

	利用者	①介護サービス費	②居住費	③食費	日額	月額計算例
	負担段階	(日額)1割負担の額	(日額)	(日額)		(30 日で計算)
要	第3段階②		1,310	1,360	3,322	99,660
介	第3段階①	652	1,310	650	2,612	78,360
護 1	第2段階	052	820	390	1,862	55,860
1	第1段階		820	300	1,772	53,160
要	第3段階②		1,310	1,360	3,390	101,700
介	第3段階①	720	1,310	650	2,680	80,400
護 2	第2段階	120	820	390	1,930	57,900
_	第1段階		820	300	1,840	55,200
要	第3段階②	793	1,310	1,360	3,463	103,890
介	第3段階①		1,310	650	2,753	82,590
護 3	第2段階		820	390	2,003	60,090
	第1段階		820	300	1,913	57,390
要	第3段階②		1,310	1,360	3,532	105,960
介	第3段階①	862	1,310	650	2,822	84,660
護 4	第2段階	802	820	390	2,072	62,160
	第1段階		820	300	1,982	59,460
要	第3段階②		1,310	1,360	3,599	107,970
介	第3段階①	929	1,310	650	2,889	86,670
護 5	第2段階		820	390	2,139	64,170
	第1段階		820	300	2,049	61,470

[※]食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。

[※]第1段階~第3段階の軽減適用を受けるには、遠野市の発行する「介護保険負担限度額認定証」 が必要です。

[※]生活保護受給者のユニット型個室利用については遠野市にご確認下さい。

[※]利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度要介護者に対する体制	46	1,380
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士による月2回以上の訪問、介護 職員への具体的助言指導し、内容を厚労省 に提出		110
ADL 維持等加算 I	ADL を測定、評価し、LIFE で厚労省に 情報提供。入所後、12ヶ月後より算定		30
ADL 維持等加算 Ⅱ	ADL を測定、評価し、厚労省に情報提供。 ADL 利得が 2 以上。12 カ月後より算定。	_	60
自立支援促進加算	自立支援に係る医学的評価と支援計画 の策定、LIFEで厚労省に情報提供	_	300
科学的介護推進体制加算Ⅱ	心身の状況、疾病、服薬等の情報を LIFE で厚労省に情報提供	_	50
看護体制加算 I	常勤看護師1名以上配置	4	120
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上配置	8	240
夜勤職員体制加算Ⅱ	基準より夜勤職員1名以上配置	18	540
栄養マネジメント強化加算	継続的な栄養管理の強化	11	330
褥瘡マネジメント加算 I	褥瘡発生予防の評価とケアの実施	_	3
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクがある者に褥瘡の発生が無 いこと	_	13
介護職員処遇改善加算I	介護職員の賃金の改善等の実施	8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算I	介護職員等の賃金の改善等の実施	2.7%	

該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	日額	1回の料金
初期加算	入所後 30 日間算定	30	_
安全対策体制加算	入所初日に限り算定	_	20
外泊加算	入院又は外泊(月に6日間まで)	246	_
個別機能訓練加算 I	計画に基づき訓練を実施	12	_
個別機能訓練加算Ⅱ	LIFE による厚労省への情報提供	_	20
療養食加算	医師の指示に基づく療養食の提供	18	6
看取り介護加算	死亡日から遡り 45 日目から 31 日目まで	72	_
看取り介護加算	死亡日から遡り30日目から4日目まで	144	_
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	680	_
看取り介護加算	死亡した日	1,280	_
経口維持加算 I	経口維持計画に基づく支援	400	(月額)

その他の料金(①~③以外の料金)

項目	料金	備考
日常生活品費、理容・美容代、予防接種代、行事等の費用、家族会費など	実費	業者が定めた料金
預り金(通帳)管理料	50円 (日額)	

従来型多床室(36 床)利用に要する費用【1割負担】R4.4.1~

	利用者負担段階	①介護サービス費 (日額) 1割負担の 額	②居住費 (日額)	③食費 (日額)	日額	月額計算例 (30 日で計算)
要	第3段階②		370	1,360	2,303	69,090
介	第3段階①	573	370	650	1,593	47,790
護 1	第2段階	979	370	390	1,333	39,990
_	第1段階		0	300	873	26,190
要	第3段階②		370	1360	2,371	71,130
介	第3段階①	641	370	650	1,661	49,830
護 2	第2段階	641	370	390	1,401	42,030
	第1段階		0	300	941	28,230
要	第3段階②		370	1360	2,442	73,260
介	第3段階①	712	370	650	1,732	51,960
護 3	第2段階		370	390	1,472	44,160
	第1段階		0	300	1,012	30,360
要	第3段階②		370	1360	2,510	75,300
分介	第3段階①	780	370	650	1,800	54,000
護 4	第2段階		370	390	1,540	46,200
4	第1段階		0	300	1,080	32,400
要	第3段階②		370	1360	2,577	77,310
分介	第3段階①	0.47	370	650	1,867	56,010
護 5	第2段階	847	370	390	1,607	48,210
J	第1段階		0	300	1,147	34,410

[※]食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。

[※]第1段階~第3段階の軽減適用を受けるには、遠野市の発行する「介護保険負担限度額認定証」 が必要です。

[※]生活保護受給者のユニット型個室利用については遠野市にご確認下さい。

[※]利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	日額	月額
日常生活継続支援加算	重度要介護者に対する体制	36	1,080
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科衛生士による月2回以上の訪問、介 護職員への具体的助言指導し、内容を厚 労省に提出	_	110
ADL 維持等加算 I	ADL を測定、評価し、LIFE で厚労省 に情報提供	_	30
ADL 維持等加算 Ⅱ	ADL を測定、評価し、厚労省に情報提供。 ADL 利得が 2 以上。12 カ月後より算定。	-	60
自立支援促進加算	自立支援に係る医学的評価と支援計画 の策定、LIFEで厚労省に情報提供	_	300
科学的介護推進体制加算Ⅱ	心身の状況、疾病、服薬等の情報を LIFEで厚労省に情報提供	_	50
看護体制加算 I	常勤看護師1名以上配置	6	180
看護体制加算Ⅱ	基準より1名以上配置	13	390
夜勤職員体制加算 I	基準より夜勤職員1名以上配置	22	660
褥瘡マネジメント加算 I	褥瘡発生予防の評価とケアの実施	_	3
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡リスクがある者に褥瘡の発生が無 いこと	1	13
介護職員処遇改善加算I	介護職員の賃金の改善等の実施	8.	3%
介護職員等特定処遇改善加算I	介護職員等の賃金の改善等の実施	2.7%	

該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	日額	1回の料金	
初期加算	入所後 30 日間算定	30	_	
安全対策体制加算	入所初日に限り算定		20	
外泊加算	入院又は外泊(月に6日間まで)	246	_	
個別機能訓練加算 I	計画に基づき訓練を実施	12	_	
個別機能訓練加算Ⅱ	LIFE による厚労省への情報提供	_	20	
療養食加算	医師の指示に基づく療養食の提供	18	6	
看取り介護加算	死亡日から遡り 45 日目から 31 日目まで	72		
看取り介護加算	死亡日から遡り30日目から4日目まで	144		
看取り介護加算	死亡日の前々日と前日	680	_	
看取り介護加算	死亡した日	1,280	_	
経口維持加算 I	経口維持計画に基づく支援	400 (月額)	

その他の料金(①~③以外の料金)

項目	料金	備考
日常生活品費、理容・美容代、予防接種代、行	実費	業者が定めた料金
事等の費用、家族会費など	天俱	
預り金(通帳)管理料	50円(日額)	